

成田市総合保健福祉計画等策定支援業務プロポーザル質問への回答

No.	受付日	回答日	質問事項	質問の趣旨	回答
1	10月16日	10月17日	<p>・募集要項7(1)①5)の参加資格について、過去に内閣府が発注した障害者の権利に関する国際調査や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する国内外の実態調査などを、業務の実績と考えてよろしいか。</p>	<p>・弊社は、貴市の受託業務のほか、国及び地方公共団体が発注する各種計画の策定や調査に関する業務実績を有しているとともに、担当予定の技術者は、介護保険事業計画及び障がい者福祉計画、地域福祉計画など、保健福祉の各種計画の策定に関する業務実績を有しており、参加資格の要件を満たすかどうかご判断いただきたいと思います。</p>	<p>・「過去に国又は地方公共団体が発注する社会福祉法、老人福祉法、障害者基本法、障害者総合支援法又は介護保険法に基づく計画など、保健福祉の各種計画の策定に関する業務の実績を有すること。」と募集要項に示しています。ここでいう「各種計画の策定に関する業務の実績」とは、「計画策定の実績」を必須としますので、法人として、調査実施のみの場合で計画の策定実績がない場合は、参加資格要件を欠くものとします。</p>